

新規市場参入を支援します！

令和6年度

『宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（成長分野参入支援型）』のお知らせ

宮城県では、新産業の創出及び高度電子機械産業等への市場参入の推進を図るため、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（成長分野参入支援型）」を実施します。

詳細については、ホームページをご確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問い合わせください。

補助金の概要

1 目的

宮城県が集積促進を図っている高度電子機械産業において、重点市場として位置づけている半導体・エネルギー、医療・健康機器、航空宇宙等の分野で、川下企業等への参入を目指して試作開発等に取り組む県内企業に対してその費用の一部を助成し、新規参入の推進、取引創出・拡大を目指します。

2 補助対象事業

①川下企業ニーズ型：川下企業等からの具体的なニーズに対して、技術的課題等を解決して行う試作開発等

②技術提案型：川下企業等に対して、県内企業の有する優位性のある技術を提案するための試作開発等

※ 川下企業等：最終製品製造企業及びそのサプライヤー企業、大学、研究機関、医療機関等

3 補助対象者

①県内に事業所を有する法人及び個人（製造業を主たる事業として営む者）

②高度電子機械産業等への参入を目指す県内企業

4 補助率：1／2以内（小規模事業者にあっては2／3以内）

※中小企業基本法第二条第五項に基づく小規模事業者（おおむね常時使用する従業員の数が二十人以下）

5 補助限度額：下限1,000千円、上限3,000千円

6 対象経費：裏面のとおり

募集期間

令和6年4月12日（金）～令和6年9月27日（金）（随時募集）

※募集期間内に申請のあったものから随時審査・交付決定し、予算額に達し次第募集終了

・募集期間内に要綱に定める交付申請書と関係書類を提出願います。

・要綱・様式等の詳細は、宮城県新産業振興課のホームページでご確認ください。

・申請書類を提出される際は、内容の確認等をさせていただきますので、事前に新産業振興課までご相談ください。

<お問い合わせ> 宮城県 経済商工観光部 新産業振興課

担当：高度電子機械産業振興班

TEL:022-211-2715 FAX:022-211-2729

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/growth-03.html>



HPのQRコード

◆ 注意事項

- (1) 今回の補助金の対象になるのは、申請日の翌日から令和7年3月31日までの間に要した経費に限ります。なお、不採択となった場合や、交付決定後、事業の縮小等で補助金交付額が下限の1,000千円を下回った場合、対象期間内の経費であっても補助金は支払われませんので、経費の取扱には十分留意してください。
- (2) 同一事業者への単年度当たりの補助上限額は3,000千円となります。
- (3) 同一の試作開発テーマについて、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業費補助金（地域イノベーション創出型・グループ開発型）」との重複申請、その他公的補助金、助成金、奨励金との併用はできません。
- (4) 申請事業者が企画だけを行い、試作品等の製造・開発そのものを外注又は委託する事業は、補助対象となりません（ただし、共同開発の場合を除く）。
- (5) 採択に当たっては、下記のポイントを中心として評価いたします。
 - ・ 高度電子機械産業に係る川下企業等への参入を目指す試作開発であるか
 - ・ 「取引創出・拡大」、「製品化」に繋がる可能性が高い試作開発であるか

◆ 対象となる経費の詳細

| 経費区分 | 内 容 |
|---------|--|
| 原材料費 | 原材料及び副資材の購入に要する経費 |
| 機械装置費 | 機械装置の購入、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・ 自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む 注) 申請時における補助対象経費総額の1/2を限度とする |
| 工具器具費 | 工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 |
| 外注加工費 | 外注加工に要する経費 ・ 原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費 |
| 分析等費 | 分析等に要する経費 ・ 試作開発に必要な分析、解析、試験等に支払われる経費 |
| 技術指導受入費 | 技術指導の受入に要する経費 ・ 試作開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合及び産業財産権等の導入に支払われる経費 |
| 人件費 | 技術開発に直接関与する者の人件費 ・ ただし、直接作業時間に対するものに限る 注) 補助対象経費に占める人件費の割合は1/2を限度とする |
| その他の経費 | 試作開発に当たって、特に必要と認められる経費 |

※ 川下企業等からの受託費等がある場合は、補助事業に要する経費からその受託費を控除する。